

# 行田市小規模事業者緊急支援給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した市内小規模事業者・個人事業主の方(フリーランスを含む)に、事業継続を応援する支援金を支給します。

- ▶**給付額** 1事業者につき10万円 ※1回のみ
- ▶**支給要件** 次のすべてに該当する小規模事業者または個人事業主
- ・市内で5月1日時点で事業を行っていること(市内在住でも市外で事業を行っている場合は対象外)
  - ・今後も事業の継続を目指していること
  - ・2月～8月のうち、任意の1カ月間の売上金額が前年同月比で5パーセント以上減少していること。または前年同月の比較ができない場合は、1月～8月の間、連続する任意の2カ月間を比較し、売上金額が5パーセント以上減少していること
  - ・昨年の事業収入が収入全体の過半以上を占めていること

▶**支給対象**

業種	常時使用する従業員の数
卸売業、小売業(小売店・飲食店)、サービス業(生活関連サービス・教育・医療・福祉など)	5人以下
その他(製造・運輸・建設など)	20人以下

※「常時使用する従業員の数」にパート・アルバイト、会社役員を含みません。

▶**主な対象にならない者**

- ・風営法上の性風俗関連特殊営業や関連する事業者
- ・暴対法上の暴力団などに関する事業者
- ・本事業の目的、趣旨から対象とされないもの(会社員による副業など)

▶**必要書類**(○印は書類が必要)

	必要書類(申請書兼請求書以外、全て写し可)	法人	個人
1	申請書兼請求書(様式第1号)	○	○
2	直近の事業年分の確定申告書第一表控え(税務署の收受印のあるもの)	○	
3	令和元年分の確定申告書B(第一表)または市県民税申告書(税務署の收受印のあるもの)		○
4	法人事業概況説明書(両面)	○	
5	売上が減少したことを証明する帳簿など(申請書兼請求書内の売上高(A)と(B)が確認できるもの)	○	○
6	申請者名義の口座の通帳(通帳を開き、口座番号と口座名義の記載されたページ)またはキャッシュカードの写し	○	○
7	市内で事業を営んでいることが分かるもの(開業届、営業許可証、店舗の賃貸借契約書など)		○

▶**申請方法** 9月30日(水)(消印有効)までに申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、**郵送により提出してください。**申請書は、市ホームページからダウンロードできます。その他、商工観光課、南河原支所、行田商工会議所、南河原商工会の窓口でも配布しています。

【郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市商工観光課小規模事業者緊急支援担当

▶**注意**

- ・感染拡大防止のため、窓口での申請受付は行いません。
- ・書類の内容を確認し、不備があった場合にのみご連絡します。
- ・20日前後で口座に給付金が振り込まれます(書類の不備などがあった場合は振り込みが遅れることがあります)。

▶**その他** 行田市小規模事業者家賃支援給付金は、国の制度要綱などが固まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

▶**問い合わせ** 同課(内線383・375)



## 行田応援ショッピングサイトを開設しました

行田市観光協会は、新型コロナウイルスの影響により客足が減っている中、観光関連事業者の皆さんを応援したいとの思いから、本市の観光物産を取り扱う「行田応援ショッピングサイト」を立ち上げました。

行田足袋や奈良漬、椎茸、菓子など本市にはたくさんの名物があります。ぜひ、市外にお住いの方などにも紹介していただき、本市の事業者と一緒に応援していきましょう。

▶**掲載場所** 行田市観光公式サイト「行田市観光NAVI」  
(<https://www.gyoda-kankoukyoukai.jp/onlineshop.html>)

▶**問い合わせ** 同協会(商工観光課内・内線375)

## 食べて! 飲んで! 買って! みんなで地域のお店を応援しよう!!

# 市内飲食店・商店で使える プレミアム付 共通商品券を販売します

**3割  
お得**

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の回復を図るため「プレミアム付行田市市内飲食店・商店共通商品券」を販売します。



- ▶**販売単位** 10,000円  
(500円券20枚にプレミアム分6枚を加えた13,000円分)
- ▶**購入対象** 市内在住の方
- ▶**購入限度額** 1人20,000円(1冊500円券×26枚を2冊まで)
- ▶**利用期間** 8月31日(月)～令和3年1月31日(日)  
※期間を過ぎると利用できません
- ▶**利用可能店舗** プレミアム付共通商品券取扱参加加盟店(店頭に掲示)  
※今回、大型スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストアなどでは利用できません。
- ▶**販売方法** 往復はがきで購入申し込みを受け付けます。購入希望者1人につき1枚の往復はがきで、販売枠を超えた場合は公開抽選(8月27日(木)午後2時から商工センター401研修室)を行い、購入対象者を決定します。※申し込み後の希望冊数の変更不可
- ▶**申し込み** 8月21日(金)(消印有効)までに往復はがきに次の項目を記入し、郵送で行田市商店会連合会。なお、予約申し込みの結果は、8月下旬に申込者全員へ返信用はがきでお知らせします。  
【往信用おもて面】〒361-0077 行田市忍2-1-8 行田市商店会連合会「プレミアム商品券申込係」  
【返信用うら面】何も記入しないでください。  
【返信用おもて面】申込者の①郵便番号 ②住所 ③氏名  
【往信用うら面】①購入希望冊数 ②郵便番号 ③住所 ④氏名 ⑤電話番号

- ▶**商品券の引き換え** 商品券は購入引換券(返信用はがき)と代金を持参し、引き換えてください。  
【期間】8月31日(月)～10月30日(金) ※土・日曜日、祝日を除く。ただし、9月5日(土)・6日(日)は引き換え可能  
【時間】午前10時～午後4時  
【場所】行田市商店会連合会事務局(商工センター3階)  
※購入引換券の再発行はできません。  
※購入引換券の持参がない場合、引き換えはできません。紛失などによる再発行もできません。  
※引き換え期間を過ぎた場合、引き換えはできません。

- ▶**発行者** 行田市商店会連合会
- ▶**問い合わせ** 同会事務局 ☎556-8003 または商工観光課(内線382)



往信用おもて面	返信用うら面
<p>郵便往復はがき 361-0077</p> <p>行田市忍2-1-8 行田市商店会連合会 「プレミアム付商品券申込係」 行</p>	<p>《空欄》</p> <p>※何も記入しないでください</p>
返信用おもて面	往信用うら面
<p>郵便往復はがき</p> <p>(申込者の) ①郵便番号 ②住所 ③氏名</p>	<p>①購入希望冊数 ( )冊</p> <p>(申込者の) ②郵便番号 ③住所 ④氏名 ⑤電話番号</p>

※記入誤りや必要事項の記載がないはがきは、無効となります。

## 商品券の取り扱い飲食店を募集します

- ▶**対象** 市内に店舗を有するすべての飲食店事業者
- ▶**申込方法** 行田市商店会連合会事務局または商工観光課(市ホームページからダウンロード可)で配布している「利用可能店舗登録申請書」に必要事項を記入し、FAXまたは郵送のいずれかの方法により申請してください。なお、チェーン店や市内に複数店舗がある場合は店舗ごとに登録してください。  
【FAX】556-8003  
【郵送】〒361-0077 行田市忍2-1-8 行田市商工センター3階 行田市商店会連合会
- ▶**申込期限** 7月31日(金)  
※期限までに申し込みいただくと、商品券購入者へお渡しする取扱店一覧に掲載します。  
※期限後も9月30日(水)まで随時受け付けますが、取扱店としての周知は市ホームページのみとなります。
- ▶**登録料および換金手数料** 無料(取扱店の負担はありません)
- ▶**問い合わせ** 同会事務局 ☎556-8003(午前10時～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く) または商工観光課(内線382)